



こくほ組合報

2020年(令和2年)1月発行
第48号



宮城県歯科医師国民健康保険組合

目 次

巻頭言	理事長 細谷 仁憲	1
第121回（平成30年度第2回）通常組合会		3
第122回（令和元年度第1回）通常組合会		7
全国歯科医師国民健康保険組合連合会 通常総会		13
一般社団法人全国国民健康保険組合協会 通常総会等		13
北海道・東北地区 歯科医師国民健康保険組合協議会		15
国保制度改善強化全国大会		16
令和元年度宮城県国保組合連絡会		18
令和元年度支部長会		18
親善野球大会	宮歯野球部 浅沼 勝	19
宮歯会報での広報一覧		20
国保医療費の推移		24
令和2年度月別行事予定表		25
編集後記	副理事長 村上 正博	26

宮城の食材シリーズ 笹かまぼこ



笹かまぼこは、明治初期に仙台でヒラメの大漁が続いた際、保存するためすり身にして蒲鉾にしたのが始まりとされ、その時に笹の葉の形にしたことが由来となるようです。当初は「木の葉かまぼこ」「平かまぼこ」「ペロかまぼこ」などの名称があったようですが、1935年（昭和10年）創業の阿部蒲鉾店において、旧仙台藩主伊達家の家紋「竹に雀」の笹にちなんで「笹かまぼこ」と呼ぶようになって以降、この名称が定着していったそうです。今や仙台市のお土産として有名ですが、宮城県は蒲鉾の消費量・生産量共に日本一となっています。



医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための 健康保険法等の一部を改正する法律の概要

宮城県歯科医師国民健康保険組合
理事長 細谷 仁 憲

令和元年5月15日に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立しました。本法律は今後の少子高齢化社会の進展を見据え、医療保険制度の健全な運営を図ることを目的としたので、改正の概要については、本組合員の皆様には知っておいて欲しいと判断し、私なりに取りまとめてみましたのでご一読され、ご理解の一助としていただければ幸いです。

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための 健康保険法等の一部を改正する法律の概要

〔改正の趣旨〕

医療制度の適正かつ効率的な運営を図るため、1. 保険者間で被保険者資格の情報を一元的に管理する仕組みの創設及び 2. その適切な実施等のために医療機関等へ支援を行う医療情報化支援基金の創設、 3. 医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報の連結解析及び提供に関する仕組みの創設、 4. 市町村において高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施する枠組みの構築、 5. 被扶養者の要件の適正化、 6. 審査支払機関の機能の強化等の措置を講ずる。

〔改正の概要〕

1. オンライン資格確認の導入【健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律（高確法）、船員保険法】

- ・オンライン資格確認の導入に際し、資格確認の方法を法定化するとともに、個人単位化する被保険者番号について、個人情報保護の観点から、健康保険事業の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止（告知要求制限）する。

2. オンライン資格確認や電子カルテ等の普及のための医療情報化支援基金の創設【地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

(1)オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備の支援

オンライン資格確認を円滑に導入するため、保険医療機関・薬局での初期導入経費（システム整備・改修等）を補助

(2)電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム等導入の支援

国の指定する標準規格を用いて相互に連携可能な電子カルテシステム等を導入する医療機関での初期導入経費を補助

3. NDB、介護DB等の連結解析等【高確法、介護保険法、健康保険法】

- ・医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）と介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）について、各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用促進のため、研究機関等への提供に関する規定の整備（審議会による事前審査、情報管理義務、国による検査等）を行う。（DPCデータベースについても同様の規定を整備。）

4. 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施等【高確法、国民健康保険法、介護保険法】

- ・75歳以上高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一体的に実施することができるよう、国、広域連合、市町村の役割等について定めるとともに、市町村等において、各高齢者の医療・健診・介護情報等を一括して把握できるよう規定の整備等を行う。

5. 被扶養者等の要件の見直し、国民健康保険の資格管理の適正化【健康保険法、船員保険法、国民年金法、国民健康保険法】

- (1)被用者保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、原則として、国内に居住していること等を追加する。
- (2)市町村による関係者への報告徴収権について、新たに被保険者の資格取得に関する事項等を追加する。

6. 審査支払機関の機能の強化【社会保険診療報酬支払基金法、国民健康保険法】

- (1)社会保険診療報酬支払基金（支払基金）について、本部の調整機能を強化するため、支部長の権限を本部に集約する。
- (2)医療保険情報に係るデータ分析等に関する業務を追加する（支払基金・国保連共通）。
- (3)医療の質の向上に向け公正かつ中立な審査を実施する等、審査支払機関の審査の基本理念を創設する（支払基金・国保連共通）。

7. その他

- ・未適用事業所が遡及して社会保険に加入する等の場合に発生し得る国民健康保険と健康保険の間における保険料の二重払いを解消するため、所要の規定を整備する。【国民健康保険法】

【施行期日】 令和2年4月1日（ただし、1については公布日から2年を超えない範囲内で政令で定める日、2は令和元年10月1日、3並びに6(2)及び(3)は平成32年10月1日（一部の規定は平成34年4月1日）、5(2)及び7は公布日、6(1)は平成33年4月1日）

平成31年度の事業計画・予算等を原案可決

被保険者の減少と医療費増への対策を——

日 時：平成 31 年 2 月 23 日 (土) 午後 3 時

会 場：宮城県歯科医師会館 5 階「講堂」



被保険者の減少は当国保組合に限ったことではなく、日本の人口問題そのものの反映であって何れの医療保険制度にも言えることである。

高齢社会から繋がるこの現象は、医学・薬学の進展とともに、必然的に医療費の増嵩として現れることになる。

対策の基本としては被保険者の一人ひとりが健康づくりを心がけ、医療費の適正化によって対応していく一方、保険料完納と法令遵守による適正な保険請求の推進を目指すこととした。

【概 要】

1. 開 会

副理事長 村上 正博

2. 出席議員の点呼

議員総数30名中 出席 26名 委任状 4名

3. 議事録署名人の指名

青田 弘 議員・菅原 恭 議員

4. 物故者弔意黙祷

5. 理事長の挨拶

議員の皆様、こんにちは。

今日は、何かとご多用の中、第121回の通常組合会に県内各地区からご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

また、議員又役員ともどもですね、任期2年の、今回の通常組合会が最後の通常組合会ということでもあります。この2年間、議員の皆様方におかれましては、本組合の健全な事業活動、運営に対しご理解とご協力をいただきありがとうございました。対しまして、この場をおかりいたしまして厚く御礼と感謝を申し上げます。有難うございました。

ご承知かと思うんですが、近年、本国保組合だけではなく、全国の全てです、全ての歯科医師国保組合に共通しているんですが、近年、いわゆる組合員、そして被保険者の数が減少し続けてきております。もう一方では、医療費は増大し続けてきているわけです。当然のことながら、これは保険料に跳ね返りますから、保険料が増大をしてくっていると、そういう状況にあります。

その財源というものは、もうご承知のように国庫補助と保険料で成り立っているわけですから、そういう中でその保険料も増大していく、国庫補助も基準に従って増えてはきているんですが、そういう中で、この財源としての保険料を被保険者の皆様からどう賦課を、方式を含めてどういうふうな賦課方式でいただくかということは、この間もう何度も何度も出てきているわけですが、それは今日の事前質問にも、またこれも同じことの繰り返しですが出てきております。そのときにもお話になりますからここでは詳しいお話はいたしません、それはそれとしても、とにかくこの医療費が増大するということに対しては、本組合はもちろんですが、それぞれの被保険者の方々もですね、この医療費増大に関してはしっかりとこの現実を見つめて、健康に対してもう少し意識を持っていくと、健康づくりに対して共々やっぱり力を合わせて努力していく必要があるかと思います。

そういう中で、本組合としてのそれに関わる事業というのは、ご承知のようにいわゆる保健事業です。その典型的なものが健診であり、人間ドックですね。これが実は近年は少しずつ、組合員、

あるいはご家族も含めて受診率が高まってきたんですよね。しかし、平成30年度は、どういう理由かわかりませんがちょっとやっぱりそこがとどまってしまって、前年度比で減少してきているという状況があります。そういうことも、我々ですね、その現実を踏まえて、平成31年度は、先ほども申しましたようにこの保健事業、啓発も含めてもっと力を入れていく必要があるんだろうというふうに思っておりますので、ぜひその辺のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

本日のこの通常組合会、先ほどの村上副理事長、また長谷議長のほうからもお話しありましたが、4件ほど議案を上程しております。よろしくご審議をお願いをしたいと思います。また、その後、事前質問等で質疑があるかと思えます。このことも含めて、審議、協議も含めて議員の先生からいろいろなご意見をいただいて、そしてよりよい国保組合、皆さんが納得できる、そういう国保組合をしていきたいというふうに思っていますので、今日の通常組合会が実りあるものに、皆さんとともに努力をしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

6. 報 告

(1) 平成30年度事業等（中間）報告

（平成31年1月31日現在）

- ① 組合会等諸会議の開催状況
- ② 被保険者の異動等状況
- ③ 医療費の推移
- ④ 健康診断受診等の状況
- ⑤ 健康増進センター利用状況
- ⑥ 平成30年度会計収支状況（単位：千円）

区 分	予算額	執行額	差引額
歳入合計	1,868,324	1,605,762	262,562
歳出合計	1,868,324	1,282,520	585,804

⑦ 平成30年度国庫支出金収納状況

項 目	金 額
事 務 費 負 担 金	5,187,000
療 養 給 付 費 等 補 助 金	284,826,000
特 別 調 整 補 助 金	0
出 産 育 児 一 時 金 等 補 助 金	7,907,000
特 定 健 康 診 査 等 補 助 金	0
合 計	297,920,000

(2) 組合会意見の取り扱い

- ・ 保険料のモデルケースについて
- ・ 低所得階層への保険料の免除制度について

(3) 平成31年度法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画（案）について

宮城県歯科医師国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針の規定に基づき、平成31年度の実践計画を次のとおり策定する。

1) 法令遵守に関する指導・研修

不祥事故を未然に防止するため、役職員等に対する法令遵守の周知徹底を行う。

- ① 組合広報誌（宮歯こくほ組合報等）により、法令遵守の周知を行う。
- ② 法令遵守を徹底するため、役職員を対象にした研修を実施する。

2) 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、特定の職員を長期間にわたり同一業務に従事させないように業務分掌の見直しを実施するとともに、経理処理に関する業務は複数の職員により執行することとする。

3) 法令遵守関連情報の組織的な把握等

役職員は、法令遵守関連情報の把握に努め、把握した情報は速やかに報告するとともに適切に対応することとする。

- ① 役職員が把握した、組合員又は被保険者からの苦情、役職員の勤務状況、不祥事故に関する報告、保険給付に関する係争及び経理処理の状況等の法令遵守関連情報は、法令遵守担当理事に速やかに報告すること。
- ② 法令遵守担当理事は、報告を受けた法令遵守関連情報のうち、組合の業務運営に重大な影響を与えるもの又は組合員若しくは被保険者の利益が著しく阻害されるものについては、理事会に報告すること。
- ③ 理事会は、報告を受けた法令遵守関連情報への対応を決定する。

4) 不祥事故への対応体制

役職員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。

法令遵守担当理事は、規約、規程等に則り、理事会に報告し、理事長と共に適切な調査を行う。

5) 雑 則

この実践計画で定めるものの他、必要な事項は、理事会の承認を得て実施する。

7. 議 事

第1号議案 支部合併に伴う規約の一部改定

現 行	改 定 (案)
第6章 組 合 会 (組合会議員の選挙並びに選挙区) 第26条 組合会議員は、第1種組合員及び第4種組合員から各選挙区において選挙する。 2 選挙区は、第59条に定める支部をそれぞれの選挙区とし、各選挙区から選挙すべき組合会議員の数は、次のとおりとする。 仙台支部 15人、石巻支部 3人、大崎支部 3人、塩釜支部 2人、岩沼、柴田、白石、角田、栗原、登米、気仙沼の各支部 1人 第10章 支 部 (支部) 第59条 組合に支部を置く。支部は、一般社団法人宮城県歯科医師会地区歯科医師会をもって組織する。 2 支部は、仙台支部、塩釜支部、岩沼支部、<u>柴田支部</u>、白石支部、角田支部、石巻支部、大崎支部、登米支部、栗原支部、気仙沼支部と呼称し、一般社団法人宮城県歯科医師会地区歯科医師会会長をこの組合の支部長に充てる。 ただし、当該会長が非組合員の場合には、当該会長が組合員の中から推薦する者をもって充てる。	第6章 組 合 会 (組合会議員の選挙並びに選挙区) 第26条 組合会議員は、第1種組合員及び第4種組合員から各選挙区において選挙する。 2 選挙区は、第59条に定める支部をそれぞれの選挙区とし、各選挙区から選挙すべき組合会議員の数は、次のとおりとする。 仙台支部 15人、<u>仙南</u>、大崎の各支部 3人、<u>塩釜</u>、<u>岩沼</u>、<u>石巻の各支部</u> 2人、<u>登米</u>、<u>栗原</u>、<u>気仙沼の各支部</u> 1人 第10章 支 部 (支部) 第59条 組合に支部を置く。支部は、一般社団法人宮城県歯科医師会地区歯科医師会をもって組織する。 2 支部は、仙台支部、塩釜支部、岩沼支部、<u>仙南支部</u>、石巻支部、大崎支部、登米支部、栗原支部、気仙沼支部と呼称し、一般社団法人宮城県歯科医師会地区歯科医師会会長をこの組合の支部長に充てる。 ただし、当該会長が非組合員の場合には、当該会長が組合員の中から推薦する者をもって充てる。 附 則 この規約は、平成31年4月1日から適用する。

第2号議案 平成31年度事業計画 (案)

1 基本方針

近年、被保険者数の減少が続いている反面、医療費は増加傾向を示しております。

過去10年で被保険者数のピークは平成22年度の6,425人でしたが、平成30年度の上半期では6,002人までに減少、更に最小月は昨年4月の5,948人でした。

一方、これに対応した時点の医療費を見ると、月額平均6,460万円でしたが、現在8,390万円まで増加しております。

これまでの最高額は平成29年度で月額平均8,600万円でした。年間では平成27年度共に10億円を超え、医療技術の進展等に伴うと思われる医療費の高止まりが常態化してきております。国保組合としては、1人ひとりの被保険者の健診と健康づくりを勧め、積極的に医療費の適正化を図って参りたいと考えております。

当国保組合は法令に基づき設立された医療保険者であり、行政機能を持った公法人であることから、医療機関に対し月々の診療報酬

を適正に支払うのが基本的責務であります、そのためには財源確保が大前提となります。

保険給付費を中心に各種拠出金や健康づくりのための費用を積算し、国庫補助金額等を見定め、その収支差額を保険料として皆さんから納付していただくことになります。

これは、組合員みんなで保険料を出し合い、万が一、病気やケガ等になった方にはそれをもって医療費を給付するという「相扶共済」の精神がこの医療保険制度の原点でありますので、保険料の納期内完納はもちろんのこと、歯科医業に携わる者としての適正な受診、そして歯科医療機関からの適正な請求に基づく適正な給付という原則を繰り返し周知し、理解を求めて参ります。

また、年間20億円にも達しようとする膨大な予算額ですが、この貴重な財源を基に誤りのない組合運営を継続していくためにも法令遵守が求められます。

平成31年度は3年に一度の加入資格の確認調査の年となっておりますが、同業者だからと融通を図ったために組織解体の危機に陥つ

た組合もあることから、法令を遵守する中での業務運営に努めて参りますので、今後とも皆様の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

2 主な事業

(組合運営関係)

- ・通常組合会（7月・2月）
- ・定例理事会（月1回）
- ・支部長会（10月）
- ・監査会（隔月）、決算監査（6月）

(保険給付関係)

- ・国民健康保険法に基づく
 - ①法定給付（療養の給付、（高額）療養費、葬祭費、出産育児一時金等の支給）
 - ②任意給付（傷病手当金の支給）
- ・組合会の申し合わせによる歯科給付
- ・レセプト点検・第三者行為求償事務による医療費適正化対策

(保健事業関係)

- ・各種健診・予防接種等の補助事業
- ・特定健診・特定保健指導事業
- ・各支部保健事業の企画支援と人材派遣及び適正な助成
- ・健康増進センターの積極的活用による健康づくり事業
- ・家庭常備薬及び健康冊子等の配付
- ・傷病見舞金・葬祭見舞金の支給

(広報事業関係)

- ・健康診断等受診の推奨
(受診率10%向上対策)
- ・適正受診と適正請求の遵守
- ・ホームページの活用

- ・医療費のお知らせ（年4回）
- ・毎月発行の「宮歯会報」に“国保だより”として理事会の内容をお知らせするとともに、適宜、事務的な連絡や必要な情報を掲載
- ・広報誌「宮歯こくほ組合報」の発行
- ・健康情報誌「ニュースレター」の発行

(電算処理システム関係)

- ・法令に基づくマイナンバー制度への対応
- ・国保連合会の各種保険者共同処理システム活用による医療機関への診療報酬支払業務等の安定的・確実な施行

(資金の適正管理)

- ・適正な金融機関への預金
- ・相互点検による的確な金銭管理の事務処理

(保険料の収納対策)

- ・関係法令・規約等に基づく適正納付の実施
- ・宮城県歯科医師会との連携による適切な徴収
- ・滞納者への関係法令、規約等に基づく厳正な対応

(被保険者資格の適用の適正化)

- ・関係法令、規約等に基づく組合員加入資格の確認
- ・新規加入者への適正な指導

(関係機関との連携)

- ・全国国民健康保険組合協会及び同支部、全国歯科医師国民健康保険組合連合会、北海道・東北地区歯科医師国民健康保険組合協議会、保険者協議会、三国保（歯科医師国保・医師国保・建設業国保）組合の連絡会及び宮城県国民健康保険団体連合会等関係機関との連携による組合運営の充実

第3号議案 平成31年度会計歳入歳出予算（案）

《歳 入》

（単位：千円）

款	31年度 予算額	30年度 予算額	比較	備 考
1 国民健康保険料	1,341,662	1,327,049	14,613	
2 使用料及び手数料	1	1	0	
3 国庫支出金	382,563	391,419	△ 8,856	特定財源
4 前期高齢者交付金	1	1	0	
5 共同事業交付金	49,879	48,458	1,421	特定財源
6 財産収入	10	10	0	
7 繰入金	1	1	0	
8 繰越金	203,811	99,883	103,928	
9 諸収入	702	1,502	△ 800	
歳入合計	1,978,630	1,868,324	110,306	

款	31 年 度 予 算 額	30 年 度 予 算 額	比 較	本年度予算の財源内訳		
				特 定 財 源		一般財源
				国庫支出金	全協交付金	
1 組 合 会 費	950	950	0	5,719		950
2 総 務 費	70,922	65,937	4,985	198,048	49,879	65,203
3 保 険 給 付 費	859,264	825,236	34,028	92,957		611,337
4 後期高齢者支援金等	346,883	327,468	19,415	43,808		253,926
5 前期高齢者納付金等	214,885	270,446	△ 55,561	1		171,077
6 老人保健拠出金	5	5	0	38,443		4
7 介 護 納 付 金	154,301	142,369	11,932	3,392		115,858
8 共 同 事 業 拠 出 金	58,682	64,604	△ 5,922	195		55,290
9 保 健 事 業 費	85,003	83,324	1,679			84,808
10 積 立 金	40,004	26,166	13,838			40,004
11 諸 支 出 金	39,402	26,402	13,000			39,402
12 予 備 費	108,329	35,417	72,912			108,329
歳 出 合 計	1,978,630	1,868,324	110,306	382,563	49,879	1,546,188

第4号議案 任期満了に伴う役員改選（案）

2 任 期

1 役職名及び役員数

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

理 事 7名

監 事 2名

8. 協 議

9. そ の 他

10. 閉 会 理事 宮澤 幸久

役職名	役員数	規 約
理 事	7名	宮歯会長の職にある者 1名
		組合会で選任された者 6名
監 事	2名	宮歯監事の職にある者 2名

第122回 (令和元年度第1回) 通常組合会

平成30年度の事業報告・決算等を原案可決

日 時：令和元年7月20日(土)午後3時

会 場：宮城県歯科医師会館 5階「講堂」

年間医療費10億円台が続く当国保組合であるが、組合員皆様の健康に対する高い認識と保険料完納への強い連帯感などにより平成30年度は適正な運営が図られ、事業報告と会計決算は原案通り可決・承認された。

一層進む少子高齢社会の中、更なる医療費の適正化を目指して従業員の歯科受診に対し一石を投げ、今後協議を重ねていくこととした。

【概 要】

1. 開 会

常務理事 佐藤 勝

2. 感謝状の贈呈

3. 出席議員の点呼

議員総数30名中

出席28名 委任状1名 欠席1名

4. 臨時議長の選出

宇根岡 實 議員

5. 議員の紹介

6. 役員の紹介

7. 議事録署名人の指名

高橋 邦明 議員 谷津 善昭 議員

8. 物故者弔意黙祷

9. 無給付組合員の表彰

(平成29年1月～平成30年12月)

10. 理事長の挨拶

組合会議員の皆様、こんにちは。今日は久しぶりに晴れ間が見えた天気でありましたけれども、第122回の通常組合会に県内各支部からご出席をいただきまして、有難うございます。

改めて組合会の議員の規約のところを見ますと、組合会議員の資格要件があるんですね。それは組合会議なんですか、組合というのは第1種から第2種、第3、第4まで、4種類あるわけですが、議員になる資格があるのは第1種組合と第4種組合ということになっておりますから、議員の皆様は第1種組合と第4種組合の代表の立場にあるということでもあります。

今回は任期最初の組合会であります。これから2年間、本組合の目的であります、組合員とその家族の国民健康保険を行うというこの目的が遂行できるように、組合会議員の先生方のご理解、またご協力、また建設的なご意見、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

第1回目の組合会ということで、7月の通常組合会はいわゆる決算組合会であります。今回第1回ということでありまして、これから2年間の議長、副議長選出というのをまず議案として上程させていただきます。先ほど第1号議案についてご承認、議決をいただいたところであります。

今日の議案は5件上程しておりまして、そのう

ち1件が終了いたしまして、あとの4件は決算の組合会ですから、平成30年度にかかわる補正予算、また事業報告、また決算、そして決算によって生じた剰余金の取り扱いということの議案を上程させていただいておりますので、よろしくご審議をお願い申し上げたいと思います。

また、先ほども紹介ありましたが、協議としましては従業員の歯科受診についてということでありまして、これは今日出席されている議員の先生方にはない稀なケースなんです、現実にあるケースなんです。是非この実態についてもご理解をいただいて、これは協議の場で説明がされますが、そこでご意見等をいただいて今後の参考にしたいと思っていますので、よろしく忌憚のないご意見も出していただければと思います。

本日、第1回目ということで、実りある組合会にさせていただきますことをお願いいたしまして、大変簡単でありますがお挨拶とさせていただきます。

11. 報 告

(1) 組合会意見の取り扱い

- ①被保険者数の減少について
- ②理事長(理事)の組合員種別について

12. 議 事

- 第1号議案 議長及び副議長の選任について
- 第2号議案 平成30年度会計歳入歳出補正予算(案)の議決を求める件

平成29年度会計歳出補正予算

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 保険給付費		825,236	10,040	835,276
	1 療養諸費	723,549	△ 9,500	714,049
	2 高額療養費	69,380	9,481	78,861
	4 出産育児諸費	29,326	9,119	38,445
	6 傷病手当金	1,980	940	2,920
4 後期高齢者支援金等		327,468	5,206	332,674
	1 後期高齢者支援金等	327,468	5,206	332,674
9 保健事業費		83,324	4,545	87,869
	1 保健事業費	83,324	4,545	87,869
10 積立金		26,166	8	26,174
	1 積立金	26,166	8	26,174
11 諸支出金		26,402	13,158	39,560
	1 償還金及び還付加算金	26,000	13,138	39,138
	2 諸費	402	20	422
12 予備費		35,417	△ 32,957	2,460
	1 予備費	35,417	△ 32,957	2,460
補正されなかった款・項に係る額		544,311	0	544,311
歳 出 合 計		1,868,324	0	1,868,324

第3号議案 平成30年度事業報告

改元に伴い平成最後となる決算会計ですが、昨年度は全国国民健康保険組合協会（以後、全協）東北支部長組合として2年目となり、その間、全協の決算総会仙台開催を担当し、全国126組合から300余名の関係者が参集、無事その大役を果たし、本年4月には次期当番県となる青森県医師国保組合にその任を引き継いだところであります。

さて、厚労省では各国保組合の所得に応じた国庫補助のあり方につきその適正化を進めることとし、平成28年度から令和2年度までの5年をかけ補助率の見直しを実施しておりますが、当国保組合は補助率32%から26%に縮減されたところであります。

このような中、少子・高齢化の進展と共に、当国保組合も被保険者の減少が顕著であります。毎月の医療費は増額の一途を辿り、昨年度の医療費費用額は平成29年度に続き10億円を超えております。

被保険者による保険料負担にも自ずと限界がありますので、医療費の適正化を目指すには、皆様の日頃からの健診受診による疾病の

早期発見・早期治療はもとより、各自の健康づくりを一層進めていくことが求められます。

また、超高額薬剤と言われる抗がん剤の「オプジーボ」や白血病治療薬の「キムリア」等が保険収載され、長年病に苦しんで来た方にとってはまさに朗報であります。近年は高額医療薬品の費用対効果も厳しく求められる風潮になっております。

今後医学の益々の進展に伴い、さらなる新薬や技術開発の適応、拡大が考えられますが、保険者としてはこれまでとは違った視点での運営も考慮する必要性が、求められているようにも思われます。

平成30年度決算で生じた繰越額は、令和2年度までの国庫補助金縮減対応や財源不足に伴う取り崩しをした積立金への積戻しと共に、今後の医療費の変動に対応する大切な資金となることから、今回の所得調査による国庫補助率の動向も注視しながら健全な運営に努力して参りますので、皆様のご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

なお、各事業の具体的な実施状況は、以下に記載の通りであります。

療養諸費・高額療養費の推移

（単位：円）

区分	年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
療養諸費		636,814,728	722,849,114	674,074,139	728,863,291	710,383,985
前年度比		増 1.80%	増 13.51%	減 6.75%	増 8.13%	減 2.54%
高額療養費		54,025,407	69,723,033	63,636,185	73,110,971	78,860,859
前年度比		減 10.57%	増 29.06%	減 8.73%	増 14.89%	増 7.86%

健康診断・人間ドック年度別受診状況

（単位：人）

年度	区分	健康診断・人間ドック		脳ドック	癌ドック	特定健診 (単独受診)	計	受診率
		日帰り	1泊2日					
26	第1種	392	61	38	39	6	536	54.6%
	第2・3種	2,011	5	7	1	23	2,047	66.8%
	家族	278	8	9	16	14	325	23.2%
	計	2,681	74	54	56	43	2,908	53.4%
27	第1種	396	61	51	42	5	555	56.9%
	第2・3種	2,142	5	9	2	47	2,205	71.4%
	家族	298	11	7	11	13	340	24.9%
	計	2,836	77	67	55	65	3,100	57.1%

年 度	区 分	健康診断・人間ドック		脳ドック	癌ドック	特定健診 (単独受診)	計	受診率
		日帰り	1泊2日					
28	第1種	423	41	55	33	13	565	59.1%
	第2・3種	2,147	6	11	6	31	2,201	72.1%
	家 族	323	4	11	10	21	369	28.8%
	計	2,893	51	77	49	65	3,135	59.3%
29	第1種	428	52	54	34	4	572	61.0%
	第2・3種	2,265	5	6	3	42	2,321	76.6%
	家 族	321	9	5	11	12	358	28.3%
	計	3,014	66	65	48	58	3,251	62.1%
30	第1種	426	47	66	33	4	576	61.9%
	第2・3種	2,347	4	8	3	46	2,408	79.0%
	家 族	319	7	9	11	13	※ 359	29.0%
	計	3,092	58	83	47	63	3,343	64.1%

※ 家族受診者の内訳（18歳以上74歳以下対象）

区 分	全体の人数	受診者数	受診率	家族受診者 内での割合
第1種組合員家族	1,010	320	31.7%	89.1%
第2種組合員家族	136	17	12.5%	4.7%
第3種組合員家族	61	15	24.6%	4.2%
第4種組合員家族	31	7	22.6%	2.0%
合 計	1,238	359	29.0%	100.0%

各種検査・ワクチン接種等の状況

区 分		～17歳	18～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	計
B型肝炎	抗体検査	0	10	15	2	2	0	29
	ワクチン接種	0	12	8	9	3	0	32
C型肝炎検査 (スクリーニング)		0	0	0	0	0	0	0
インフルエンザ ワクチン接種		285	576	444	445	289	250	2,289

健康増進センター利用状況（年間延べ利用者数）

利用状況			利用曜日				利用時間				
男	女	計	水	木	金	土	10:00 ～ 12:00	12:00 ～ 14:00	14:00 ～ 17:00	17:00 ～ 19:00	19:00 ～ 21:00
97人	147人	244人	102人	39人	42人	61人	17人	42人	97人	56人	32人

第4号議案 平成30年度会計歳入歳出決算

平成30年度会計歳入歳出決算書

自：平成30年4月1日
至：平成31年3月31日

歳入決算額 2,068,647,123円
歳出決算額 1,758,484,062円
差引残高 310,163,061円

《歳入》

(単位：円)

款	当初予算額	補正等額	予算現額	決算額	当初予算に対する執行率(%)	予算現額との比較
1 国民健康保険料	1,327,049,000	0	1,327,049,000	1,382,559,485	104.2	55,510,485
2 使用料及び手数料	1,000	0	1,000	2,580	258.0	1,580
3 国庫支出金	391,419,000	0	391,419,000	462,885,560	118.3	71,466,560
4 前期高齢者交付金	1,000	0	1,000	0	0.0	△ 1,000
5 共同事業交付金	48,458,000	0	48,458,000	54,336,000	112.1	5,878,000
6 財産収入	10,000	0	10,000	33,085	330.9	23,085
7 繰入金	1,000	0	1,000	0	0.0	△ 1,000
8 繰越金	99,883,000	0	99,883,000	166,569,375	166.8	66,686,375
9 諸収入	1,502,000	0	1,502,000	2,261,038	150.5	759,038
歳入合計	1,868,324,000	0	1,868,324,000	2,068,647,123	110.7	200,323,123

《歳出》

(単位：円)

款	当初予算額	補正等額	予算現額	決算額	当初予算に対する執行率(%)	予算現額との比較
1 組合会費	950,000	0	950,000	743,952	78.3	206,048
2 総務費	65,937,000	0	65,937,000	60,570,705	91.9	5,366,295
3 保険給付費	825,236,000	10,040,000	835,276,000	834,736,021	101.2	539,979
4 後期高齢者支援金等	327,468,000	5,206,000	332,674,000	332,673,030	101.6	970
5 前期高齢者納付金等	270,446,000	0	270,446,000	184,709,514	68.3	85,736,486
6 老人保健拠出金	5,000	0	5,000	0	0.0	5,000
7 介護納付金	142,369,000	0	142,369,000	142,256,733	99.9	112,267
8 共同事業拠出金	64,604,000	0	64,604,000	49,193,000	76.1	15,411,000
9 保健事業費	83,324,000	4,545,000	87,869,000	87,868,196	105.5	804
10 積立金	26,166,000	8,000	26,174,000	26,173,017	100.0	983
11 諸支出金	26,402,000	13,158,000	39,560,000	39,559,894	149.8	106
12 予備費	35,417,000	△ 32,957,000	2,460,000	0	0.0	2,460,000
歳出合計	1,868,324,000	0	1,868,324,000	1,758,484,062	94.1	109,839,938

正味財産の内訳

(単位：円)

摘 要	金 額
1. 特 別 積 立 金 (国民健康保険法施行令第19条の規定による積立)	182,615,762
2. 給 付 費 等 支 払 準 備 金 (国民健康保険法施行令第20条の規定による積立)	80,000,000
3. 退 職 給 与 積 立 金 (組合職員の退職時における退職金積立)	21,130,101
4. 施 設 修 繕 費 等 積 立 金 (施設の修繕に備えるための積立)	20,000,000
5. 保 健 事 業 積 立 金 (被保険者の健康増進を図る保健事業基金)	100,224,260
6. 預 託 金 (ハイクチチケット販売)	50,000
7. 土 地 (仙台市青葉区国分町1-5-1)	164,704,179
8. 建 物 (仙台市青葉区国分町1-5-1)	67,172,322
9. 什 器 備 品 (トレーニング器具他)	18,718,422
10. 次 期 繰 越 収 支 差 額	310,163,061
正 味 財 産 合 計	964,778,107

- (注) (イ) 1については、当期の積立額及び取崩額はない。
(ロ) 2については、当期の積立額及び取崩額はない。
(ハ) 3については、当期の積立額 6,163,000 円である。
(ニ) 4については、当期の積立額 20,000,000 円である。
(ホ) 5については、当期の積立額 10,017 円である。

監 査 報 告 書

宮城県歯科医師国民健康保険組合

理事長 細 谷 仁 憲 様

宮城県歯科医師国民健康保険組合同約第44条に基づき、平成30年度事業の執行状況及び会計歳入歳出決算並びに財産目録等について、各種事業関係文書、会計諸帳簿及び証憑書類等を閲覧、照合し、また必要に応じて質疑するなど、詳細かつ厳密に監査した結果、いずれも適正に処理されていることを確認いたしましたので報告します。

令和元年6月21日

監 事 川 村 皓 雄 ㊞

監 事 関 直 和 ㊞

第5号議案 平成30年度決算剰余金の処分

歳 入 合 計 額	2,068,647,123 円
歳 出 合 計 額	1,758,484,062 円
差 引 剰 余 金	310,163,061 円

上記剰余金を下記のとおり処分する。

特 別 積 立 金	0 円
給付費等支払準備金	0 円
翌年度繰越金	310,163,061 円

平成30年度末現在法定積立金過不足状況

(単位：円)

区 分	特別積立金	給付費等支払準備金
年 度 末 現 在 積 立 額	182,615,762	80,000,000
要 積 立 額	143,627,871	60,860,991
過 不 足 額	38,987,891	19,139,009

13. 協 議

14. そ の 他

15. 閉 会 理事 宮澤 幸久

平成30年度 第2回 通常総会

日 時：平成31年2月27日(水)午後1時30分
場 所：東京都 アルカディア市ヶ谷
出席者：理事長 細谷仁憲 他役職員3名

(議 事)

- 第1号議案 平成31年度事業計画について
- 第2号議案 平成31年度会費賦課並びに徴収について
- 第3号議案 平成31年度歳入歳出予算について

令和元年度 第1回 通常総会

日 時：平成31年7月9日(火)午後1時30分
場 所：東京都 アルカディア市ヶ谷
出席者：理事長 細谷仁憲 他役員3名

(議 事)

- 第1号議案 平成30年度事業について
- 第2号議案 平成30年度歳入歳出決算について

第72回 通常総会

日 時：平成31年3月15日(金)午後1時
場 所：東京都 明治記念館
出席者：理事長 細谷仁憲 他役職員3名

(議 事)

- 第1号議案 平成30年度各種会計補正予算について
- 第2号議案 平成31年度事業計画について
- 第3号議案 平成31年度会費について
- 第4号議案 平成31年度各種会計収支予算について

第73回 通常総会

日 時：平成31年6月14日(金)午後1時
場 所：松山市 ANA クラウンプラザホテル松山
出席者：副理事長 村上正博 他役員1名

(議 事)

- 第1号議案 平成30年度事業報告について
- 第2号議案 平成31年度各種会計収支決算について
- 第3号議案 任期満了に伴う役員の選任について
- 第4号議案 第75回通常総会の開催地について

平成30年度 第2回 理事長・役員研修会

日 時：平成31年2月6日(水)午後1時30分

場 所：東京都 アルカディア市ヶ谷

出席者：理事長 細谷仁憲 他役員2名

1 「地域包括ケアシステム時代における保険者の役割」

田中 滋 公立大学法人埼玉県立大学理事長

2 「国民健康保険組合を巡る情勢について」

野村知司 厚生労働省保険局国民健康保険課長

令和元年度 第1回 理事長・役員研修会

日 時：令和元年10月2日(水)午後1時30分

場 所：東京都 アルカディア市ヶ谷

出席者：理事長 細谷仁憲 他役員1名

1 「未来の年表 -人口減少日本で起きること-」

河合雅司 一般社団法人 人口減少対策総合研究所理事長

2 「国民健康保険組合を巡る最近の動向」

熊木正人 厚生労働省保険局国民健康保険課長

第39回 東北支部総会・研修会

日 時：令和元年5月25日(土)午後2時

場 所：青森市 ホテル青森

出席者：副理事長 村上正博 他役員3名

(議 事)

第1号議案 平成30年度事業状況報告について

第2号議案 平成30年度会計収支決算について

第3号議案 令和元年度事業計画について

第4号議案 令和元年度会計収支予算について

(講 演)

「ピロリ菌感染を考慮した胃癌予防」

下山 克 青森県総合健診センター診療所長

令和元年度 国保組合被保険者全国大会

日 時：令和元年 11 月 27 日（水）午後 1 時 30 分

場 所：東京都 憲政記念館

出席者：事務長 曾根貞夫

全国国民健康保険組合協会（全協）は、全国 162 の国保組合の代表が憲政記念館に結集し、被保険者の減少対策の一つとして国保組合の新設を含めた組織基盤の確立など 4 項目の決議を満場一致で採択。

終了後には各組合代表者による陳情団を編成し、政府・国会関係者や各地元選出国会議員に対し、これら決議内容の早期実現に向けて強力な陳情運動を行った。

決 議

本日ここに、国民健康保険組合被保険者全国大会を開催し、慎重審議した結果、次の事項を満場一致これを採択した。

よって、政府、国会並びに関係機関は積極的措置を速やかに講ぜられるよう、本大会の総意をもって強く要請する。

記

- 1 組合方式による保険者機能を発揮した事業運営ができるよう、国民健康保険組合の組織基盤の確立を図ること
- 1 五人未満法人事業所について、事業所及び従業員の意向を踏まえた適用の道筋をつけるとともに、健康保険の適用除外承認の限定的な取扱いを見直すこと
- 1 国民健康保険組合の国庫補助は、円滑な事業運営が推進できるよう確実に確保するとともに、医療保険制度改革等にとまなう激変緩和措置を拡充し、保険者インセンティブの補助を増額すること
- 1 オンライン資格確認システム等の構築及び円滑な運営について、国の責任において財政支援をはじめ必要な措置を講じること

以上決議する。

令和元年 11 月 27 日

国民健康保険組合被保険者全国大会

北海道・東北地区 歯科医師国民健康保険組合協議会

日 時：令和元年 9 月 28 日（土）午後 3 時 30 分

場 所：青森市 ホテル青森

出席者：副理事長 村上正博 他役職員 4 名

北海道及び東北 6 県の歯科医師国保組合役職員が一堂に会し、全歯連、全協と協調しながら国保組合の健全な運営を目指して諸問題に対処すべく、今年度当番の全国歯青森県支部が主催の当協議会には 42 名の役職員が参集し、全歯連の山口会長を来賓に迎えて活発な意見交換を行った。

特に、協議テーマの「マイナンバーカードの保険証利用」に関しては、国の唐突な提案に対する疑義が論じられ、利用者や医療機関現場での対応等についての不安の払拭の必要性が求められた。

- （議案）
1. 全歯連及び全協事業運営状況報告
 2. 平成30年度事業報告・決算
 3. 令和元年度事業計画・予算

- （協議）
1. マイナンバーカードの保険証利用について

国保制度改善強化全国大会

日 時：令和元年 11 月 28 日（木）午後 1 時
場 所：東京都 日本消防会館（ニッショウホール）
出席者：事務長 曾根貞夫

国保中央会など国保関係 9 団体は 11 月 28 日、令和元年度の標記大会を開催し、財政基盤強化のための公費拡充などを求める 9 項目の決議を満場一致で採択した。

大会終了後、市町村長・国保組合理事長を先頭に決議の実現を訴え、政府・与野党に代表陳情を展開した。

主 催

国民健康保険中央会	全 国 市 長 会
都道府県国保連合会	全国市議会市長会
全 国 知 事 会	全国町村議会議長会
全国都道府県議会議長会	全国国保組合協会

大 会 次 第

- | | |
|------------|-----------------------------|
| 1. 開会の辞 | 全国知事会代表 |
| 2. 主催者挨拶 | 国民健康保険中央会会長 |
| 3. 大会宣言 | 全国市長会代表 |
| 4. 来賓挨拶 | 厚生労働大臣 総務大臣 与党代表、野党代表 |
| 5. 議長団選出 | 国民健康保険中央会代表 全国市長会代表 全国町村会代表 |
| 6. 議長団代表挨拶 | 国民健康保険中央会代表 |
| 7. 決議文発表 | 全国町村会代表 |
| 8. 閉会の辞 | 全国都道府県議会議長会代表 |

大会役員・運営委員

- 大会会長 岡崎 誠也（国民健康保険中央会会長（高知県高知市長））
- 大会副会長 山本 賢一（国民健康保険中央会副会長（岩手県軽米町長））
- 大会役員 飯泉 嘉門（全国知事会会長（徳島県知事））
田中 英夫（全国都道府県議会議長会会長（京都府議会議長））
立谷 秀清（全国市長会会長（福島県相馬市長））
野尻 哲雄（全国市議会議長会会長（大分県大分市議会議長））
荒木 泰臣（全国町村会会長（熊本県嘉島町長））
松尾 文則（全国町村議会議長会会長（佐賀県有田町議会議長））
真野 章（全国国民健康保険組合協会会長）
- 大会運営委員長 山田 真稔（岐阜県国民健康保険団体連合会事務局長）
- 大会運営副委員長 小松 敏之（北海道国民健康保険団体連合会事務局長）
- 登壇者 衆・参両院議員（本人）、各主催者団体代表者及び大会運営正・副委員長

宣 言

国民健康保険は制度創設以来、我が国の国民皆保険体制の中核を担い、地域医療の確保や地域住民の健康の維持増進に貢献してきた。しかしながら、中高年齢者が多く加入し医療費が増加する一方、被保険者の所得水準が低く、保険料（税）の負担率が高いという構造的な問題を抱えている。このため、市町村においては被保険者にこれ以上負担を求めることは極めて困難であり、厳しい財政運営を強いられている。

このような中、昨年四月に新たな国保制度が施行され、国保運営の在り方の見直しと財政支援の拡充による国保の財政基盤強化が図られたが、国保制度を接続可能なものとするため、今後も国は制度運営について、責任を持って最大限の努力をしていく必要がある。

我々国保関係者は、引き続き国保の安定的な運営に最善を尽くしていく所存であるが、急速な高齢化等による医療費の更なる増加は必至であり、困難な状況が続くと想定される。このため、国保制度の更なる改善強化に向け、国に対して以下を強く求めるものである。

今般の国保制度改革が実効あるものとなるよう、毎年3,400億円の公費投入を確実に実施するなど財政支援を拡充し、財政基盤の強化を図るべきである。

政府において普通調整交付金の配分方法等を見直す検討を行う方針が示されているが、同交付金が担う自治体間における所得調整機能は極めて重要であり、今後もその機能を維持し、見直しを行うべきではない。

全国の自治体が強く要望している子どもの医療費助成等の地方単独事業実施に係る国庫負担減額措置は、子どもの対象年齢に関わらず直ちに廃止するとともに、子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設すべきである。

保険者機能の発揮に向けて、保険者努力支援制度をはじめとした保険者インセンティブが有効に活用されるよう、努力した全ての保険者が評価される仕組みとするとともに、財政支援をはじめ必要な措置を講じるべきである。

健康寿命の延伸に向けた地方自治体等の国民の生涯にわたる健康づくりの取組や高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進するため、KDBシステム等を活用した保健事業への支援を更に充実させるべきである。

地域包括ケアシステムの構築に向けて、医師をはじめとした医療・介護人材の確保、地域偏在の解消のため、必要な措置を講じるとともに、地域医療構想の推進に当たっては、全国一律の基準により拙速な議論を行うのではなく、公立・公的医療機関の果たす役割を十分踏まえて地域医療の確保に努め、併せて十分な支援策を講じるべきである。

オンライン資格確認システム等を確実かつ円滑に構築するため、国の責任において財政支援を行うとともに、十分な準備期間を設けるなど必要な措置を講じるべきである。

以上の実現に向けて、我々国保関係者は、ここに「国保制度改善強化全国大会」を開催し、組織の総意を集結して、本大会において決議し、断固邁進することを誓うものである。

令和元年11月28日 国保制度改善強化全国大会

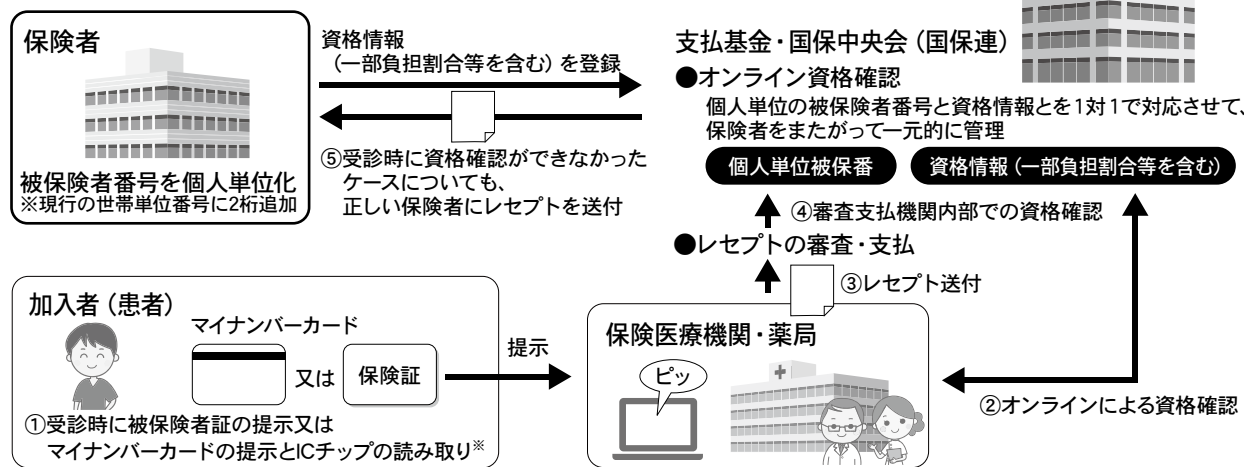
医療等分野における番号制度の活用

医療等分野における番号制度の活用については、現在、厚生労働省において、医療保険の被保険者番号を個人単位化した上で、保険者から委託を受けた社会保険診療報酬支払基金及び国保中央会（国保連合会）が、マイナンバー制度のインフラを活用して被保険者資格を一元的に管理することによりオンライン資格確認システムを構築するとともに、マイナポータルを活用して特定健診や医療費・薬剤の情報を被保険者等に提供するシステムを整備する取組みが進められています。本年5月には、オンライン資格確認の導入等について定める「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したところであり、今後、令和3年3月の運用開始を目指し、システム開発が進められる予定です。

■オンライン資格確認の仕組み

【導入により何が変わるのか】

- ①失効保険証の利用による過誤請求や保険者の未収金が大幅に減少。
- ②保険者における高額療養費の限度額適用認定証の発行等を大幅に削減。



※マイナンバーカードの資格確認対応の医療機関・薬局では、保険者が変わっても、マイナンバーカードのみで受診等が可能 (保険証を持参する必要がない)。
※オンライン資格確認を実施しない医療機関・薬局の場合、現在の事務手続き等が変わるということはない。

令和元年度 宮城県国保組合連絡会

日 時：令和元年 11 月 15 日 (金) 午後 6 時 30 分
場 所：仙台市 ホテルメトロポリタン仙台
出席者：全役職員

県の医師国保組合と建設業国保組合との3者で組織する本連絡会は、共通するテーマを取り上げて意見交換し、また国保連合会から話題提供を受けて研修・協議を行っている。

本年度は医師国保組合が当番となり、次のようなテーマを中心に講話と研修を開催、情報の交換を行った。

○講話の主な内容

- ・健康保険法等一部改正の概要
- ・オンライン資格確認
- ・マイナンバーカードの取得促進

○協議題

- ・集合契約の代表保険者
- ・保険者インセンティブ評価指標

令和元年度 宮城県歯科医師国民健康保険組合支部長会

県歯科医師会の地区合併に伴い、11支部から9支部になって最初の国保支部長会を去る10月18日に開催した。

各地区歯科医師会を国保組合の支部と位置づけ、その代表組合員である支部長と次の事項について意見交換等を行った。

○報告

- ・平成30年度会計決算 ・令和元年度事業及び会計の状況 ・組合会意見の取扱い

○協議

- ・支部保健事業助成のあり方 ・歯科給付の制限 ・国保ガイドブック

支 部 長 名 簿

支部区分	支部長名	事務所所在地	電話番号	FAX番号
仙 台	小菅 玲	〒980-0803 仙台市青葉区国分町一丁目5-1 宮城県歯科医師会館 4 階	022-225-4748	022-225-4794
塩 釜	郷家 敏昭	〒985-0066 塩釜市月見ヶ丘6-10 ケアハウス月見ヶ丘 1 階	022-361-1870	022-366-9761
岩 沼	遠藤 裕三	〒989-2441 岩沼市館下一丁目 1 -19	0223-29-4835	0223-29-4836
仙 南	玉野井 修	〒989-1606 柴田郡柴田町船岡上大原20-1 玉野井歯科医院	0224-57-1711	0224-57-1730
石 巻	高砂 知章	〒986-0815 石巻市中里三丁目10-12 石巻口腔健康センター内	0225-94-9361	0225-94-9362
大 崎	戸田 慎治	〒989-6155 大崎市古川南町一丁目6-2 大崎口腔保健センター内	0229-91-0305	0229-91-0306
登 米	高橋 利光	〒987-0702 登米市登米町寺池目子持井25-1	0220-52-3210	0220-52-3887
栗 原	三浦 満雄	〒989-5501 栗原市若柳字川北片町75-3 三浦歯科医院	0228-32-6310	0228-32-2518
気仙沼	加藤 誠	〒988-0053 気仙沼市田中前一丁目4-7 田中前加藤歯科医院	0226-22-1167	0226-22-1167

親 善 野 球 大 会

国保連合会との親善試合

7月7日(日)七夕の日に、国保連合会との野球の試合を行いました。

宮歯の先発は小牧。1回の表、1番遠藤にレフト前ヒットを浴び、2番斎藤がフォアボールで出塁。その間盗塁で2・3塁。3番郷野をレフトフライ、3塁の遠藤がタッチアップで1点先取。1死2塁。4番鴛田もフォアボールで2塁・1塁。5番鈴木はサードエラーで満塁。6番早坂はショートゴロ、本塁アウトで2死満塁。7番守はレフトフライで3人残塁、しかし1点を先取された。

試合は4回の表、国保連の攻撃は1死後、8番高谷がデッドボール、9番高橋はレフトの左を抜けるツーベースヒットで2・3塁。1番の遠藤が二遊間を抜けるタイムリーヒット、2番斎藤はデッドボール、3番郷野はショートゴロで2塁ランナーがアウトで2死。4番鴛田がショートの右を抜けるタイムリーヒットで、合計4点を取った。

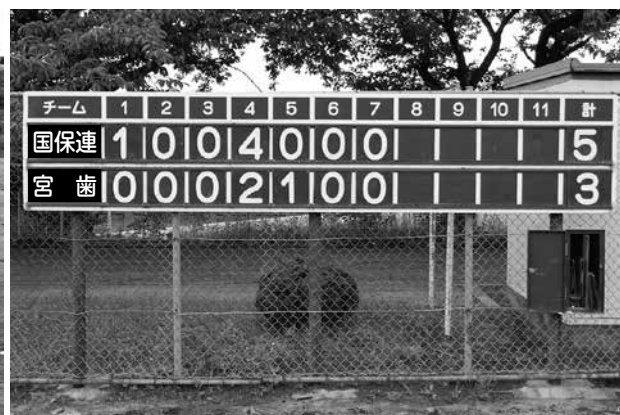
一方の歯科医師会は4回裏に先頭の小牧がレフトオーバーのツーベースヒット。3番郷家はフォアボールで1・2塁。5番代打及川はサードゴロ、2塁ランナーアウトで1死。6番清水は三振で2死。7番三浦がライトのタイムリーヒット。8番渋谷も続けてのヒットで2点を返した。

5回の裏には2死後2番の木村がレフトにヒットで1塁。3番小牧の時に盗塁で2塁へ。小牧が期待に応じてレフトにタイムリーヒットで1点追加。しかし反撃はここまでで、7回裏にも見せ場を作るも最後のヒットが出ず、5対3で敗れました。(選手敬称略)

文責：宮歯野球部 浅沼 勝



日頃の練習の成果でミットに届け！



もし、9回までだったら…？

宮歯会報へ掲載、制度の周知やご案内をして参りました

■ 2019. 3

健康診断への補助金について

平成31年度も、被保険者の皆さんへこれまでと同様に年1回の補助金支給を、実施します。

年度途中での消費税の増税が予定されていることから、県内18の契約健診機関に対して料金等の確認を行っておりますので、機関ごとの詳細なご案内はいま暫くお待ち願います。

補助の内容

○健康診断・ドック等

第1種組合員 62,000円

第2・3種組合員 12,000円

(受診日に40歳以上の方 25,000円)

家族 12,000円

(第1・4種組合員の配偶者25,000円)

※第1・4種組合員の配偶者の特例(25,000円)は、「家族」の資格で加入している場合の特例ですのでご注意ください。

○特定健康診断・特定保健指導

市町村が行う集団検診で受けたとき 5,000円

掛かりつけの医院等で個別に受診したとき 7,000円

健診後の保健指導 全額補助

・国が進めている、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に関するもので、**年度内に40歳に達する方が、対象**となっております。

・基本となる検査は、身体計測と採尿、採血です。

(項目)

問診

身体計測(身長・体重・BMI・腹囲)、血圧測定
尿検査(尿糖・尿蛋白)

血液科学検査(中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール)

肝機能検査(AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GTP)

血糖検査(空腹時血糖又はHbA1c)

■ 2019. 4

宮歯国保組合のルールを再確認しましょう

○「第1種組合員の家族」として加入している方の歯科診療については原則自院での診療を前提にし、**給付外**の扱いとする旨、同業者組合として自主的な給付制限を定めております。

他の診療所で受診しても**給付外**となります。

ただし、お子様が遠隔地で就学されるなど、実態として自家診療が不可能な場合、あるいは一般の歯科診療所では治療困難な症例等で大学病院等

での受診を要する場合などは、診療前に手続きをしていただくことに

より、特例として保険診療が認められる場合がありますので、国保組合事務局までご連絡願います。

○全ての組合員・家族について、「**欠損補綴**」にかかる診療に関しては、**給付外**と定めております。

県外で治療される場合も、その旨申し出が必要ですのでご注意ください。

国保組合事務局

平日：9：00～17：15 土曜：9：00～12：15

電話：022-223-9577 FAX：022-223-9586

Mail：kokuho@miyashi.or.jp

■ 2019. 5

**皆様の保険料と、税金で賄われる国庫補助金が財源です
限りある歯科医療費を、大切に！ 正しく使いましょう。**

歯科医院に勤務するスタッフの方は、その専門家です。

日ごろの生活習慣を通して自分の口腔を正しく管理し、自分自身が医療保険で口腔衛生の指導を受けるようなことのないようにしましょう。

またその管理者は、家族やスタッフの口腔管理を徹底し、自院や他院で口腔衛生の指導を受けなければならないような状態に陥らないよう、普段から従業員の心身の健康管理に努めましょう。

このような症例(レセプト請求)による医療費の増加は、**保険料の値上げや新たな給付制限**での対応を皆さんと共に検討しなければならないことに繋がりますので、同業者組合としての相扶共済の精神で健全な運営を目指しましょう。

■ 2019. 6

「被保険者の加入資格」について再確認の調査を行っております。

この調査は、厚生労働省から通達された「国民健康保険組合の組合員資格の適正な取り扱いについて」(平成24年3月26日付け保国発0326第2号)により、**2～3年に1回以上の再確認**が定められております。

これに基づき平成25年度、28年度と実施して参りましたが、今年も調査の年となります。5月下旬にその文書をお送りし、提出期限を7月1日(月)としておりますので何とぞ組合員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、前回の状況を見ますと、調査票に添付された「住民票」と当国保組合に届け出ている住所が異なるため、住民票を急ぎ異動して提出していただいた事例などが見受けられましたので、お住まいを変えられた場合は、住民基本台帳法に基づき必ず住民票を異動した上でこれを添付し、当国保組合に「住所変更届」を提出されますようお願い申し上げます。

改元に伴う元号による年表示の取扱いについて。

国の通知において、「改元日以降、「平成」とする表示が残っていても有効」とされていることから、改元日前までに作成した被保険者証、各種証明書・申請書等はそれを有効といたします。

また、平成31年度の事業や予算として成立しているものについて、改元日以降はその全体についての元号の表示を「令和」に統一いたします。

1人の従業員を雇用するときでも加入は世帯単位です。

法令の定めにより、国民健康保険の加入は「世帯単位」で行うことになっております。

スタッフを雇用するときに、その方の世帯に市町村国保に入っているご家族がいれば、当国保組合の「家族」として同時に加入させなければなりませんので、住民票などで確認の上、手続きを願います。

※雇用主である第1種組合員等は、雇用する第2種・第3種組合員及びその家族にかかる保険料（介護保険料を含む）の2分の1を負担することになっております。

■ 2019. 7

忘れておりませんか？ 被保険者資格調査の締切りです。

前号でもご案内しておりましたが、厚生労働省の「国民健康保険組合の組合員資格の適正な取り扱いについて」（平成24年3月26日付け保国発0326第2号）に基づき、5月30日にその文書をヤマトの宅急便で各診療所にお送りして7月1日を締切り日としておりました。

なお、本調査をもとに10月1日付け被保険者証の更新を行いますので、まだ提出されていない方は、「調査書」に住民票等の必要書類を添付の上、速やかに提出くださるようお願いいたします。

また、調査票に添付された「住民票」と当国保組合へ届け出ている住所が異なると被保険者証が発行できませんので、お住まいを変えられた場合には速やかに住民票を異動の上これを添付し、当国保組合に「住所変更届」を提出されますようお知らせしま

す。

国保保険料滞納ゼロ作戦

宮歯国保組合の組合員の皆さん！

けがや病気…万が一のために医療保険はあります。

みんなで保険料を出し合い、普段から備えておくことが大事ですね。そのためにも、最小限度の決まりは一人ひとりが守りましょう。

- ・毎月、指定日に指定口座から宮歯会費等と一緒に引き落としがされる。
- ・残高不足でこれが不能となると、宮歯から当月末を納期限とする請求書が発行される。
- ・これが不履行の方は、滞納処分の対象者として理事会で協議される。

国保組合事務局

平日：9：00～17：15 土曜：9：00～12：15

電話：022-223-9577 FAX：022-223-9586

kokuh@miyashi.or.jp

■ 2019. 8

最近、従業員の方からお問い合わせの多い事例です。

産前産後休暇や育児休業中で給与が支払われなかった（減収になった）が、「出産手当金や育児休業給付金の支給、保険料の免除などはないのか？」

これらの給付は、国民健康保険制度にはありませんのでご留意願います。

法令や規約により、宮城県歯科医師国保組合が行う給付等の主な内容です。

- 療養の給付・高額療養費・コルセット装着費等
- 出産育児一時金・葬祭費・傷病手当金
- 健康診断等補助金・B型肝炎検査（ワクチン接種）補助金・インフルエンザワクチン接種補助金
- 常備薬品、健康冊子の配付など

詳細につきましては、当国保組合のホームページ又は事務局まで。

TEL 022-223-9577 FAX 022-223-9586

平日 9：00～17：15 土曜 9：00～12：15

■ 2019. 9

10月1日から__保険証が新しくなります。

現在ご使用の被保険者証はこの9月30日で有効期限が切れますので、10月1日から使用する新たな被保険者証を、9月中旬にお送りいたします。

新しい被保険者証の色は、「白」です。

間違って新しいほうを破棄しないようにご留意ください。

被保険者証は加入資格の証明書であり、保険給付

を受けるための受診券でもありますので、大切に保管してください。

また、有効期限の切れたものは当国保組合に返還いただくか、個人情報として雇用主において確実に破棄されるようお願いいたします。

なお、退職等で資格を喪失する時は、喪失届と同時に保険証を返還することが法で定められておりますので、予め交付の際にお伝え願います。

保険証を返さず退職後に使用すると、不正受給として医療給付費を返還するだけではなく、刑法による詐欺罪として懲役処分を受けることがあります。

他人に貸したり借りたりすることも犯罪行為であり、悪用されて事件に巻き込まれる可能性もあります。

保険証は大切に管理しましょう。

■ 2019. 10

新しい保険証はご確認いただきましたか。

これまでご使用のうすみどり色の国保被保険者証は、9月30日で有効期限が切れております。

10月1日から使える新しい白色の保険証は、9月18日に簡易書留で一括郵送しておりますので既に該当者にお渡しいただいていることと存じますが、なおご確認をお願いいたします。

9月9日までに当国保組合の台帳に登録された被保険者に交付しておりますので、それ以降の加入・喪失者に関してはその都度、処理をしております。

なお、社保加入や退職により資格喪失される場合には、法令の定めによってこの保険証は雇用主を通じて国保組合に返還しなければならないことになっておりますので、お渡しいただく際には必ずお伝え願います。

また、有効期限の切れた保険証は当国保組合に返還いただくか、雇用主において個人情報漏えいとならないよう確実に破棄されるようお願いいたします。

保険証は大切に管理しましょう。

宮城県歯科医師国民健康保険組合

TEL 022-223-9577 FAX 022-223-9586

月～金 9:00～17:15 土 9:00～12:15

■ 2019. 11

組織における個人情報の管理徹底を—— 加入届にはマイナンバーが必要です

マイナンバーカードの普及を図り、令和3年3月からは保険証としての機能を持った本格運用が閣議決定（令和元年6月21日）されていることから、医

療保険者である国保組合に対してもマイナンバーカードの取得促進に向けた積極的な広報活動が求められております。

国民健康保険法に定める公法人として都道府県知事から設立認可される国保組合は、全ての業務において当該関係法令を遵守して運営されており、この度の被保険者証更新に先立つ加入資格の調査においても、マイナンバー（個人番号）は必須項目の一つと法定されているところです。

マイナンバーについては「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成二十五年法律第二十七号）の定めにより、同じ会館内に事務所を持つ他の団体でも法的には全く異なる組織ですので、組合員本人からの指示でも提供することはできませんのでご了承ください。

なお、新規加入者に係る加入手続きに関しては、マイナンバーの記載のある住民票を添付するか、その記載がない住民票の場合には「マイナンバーカード」又は「マイナンバー通知カード」の写しを追加添付することになりますのでご留意願います。

■ 2019. 12

水・木・金・土曜日オープンしています。 国保のフィットネスルームで軽い運動を！

被保険者の健康の保持増進に努めることが国保法で義務付けられ、平成12年の現歯科医師会館取得を機に、当国保組合加入の皆様の健康づくりの一助としてフィットネスルームを開設しております。

利用できる時間は 水・木 10:00～21:00
金 10:00～19:00
土 10:00～17:00

どんなところかな？

一度気軽に覗いてみて感想などお聞かせください。

休診日や勤務後の時間で心身のリフレッシュを、そして生活習慣病の予防に是非ご活用ください。

なおこの施設は組合員・被保険者などのほか、宮衛学院の生徒も、卒業後には歯科衛生士として立派に患者さんに接することができる社会人を目指して、心身の健康づくりに利用しております。

シャワーや清潔な化粧室（ドライヤー、ブラシ、シャンプー）も整ってますので手ぶらでおいで頂けます。利用料金はかかりません。

ご入館の際は、会館1階の受付に「フィットネスに行く」と声をかけてください。

連絡先：会館受付 022-222-5960

国保組合 022-223-9577

〔不許量酒入施設〕

■ 2019. 12

国保保険料滞納撲滅作戦！

宮歯国保組合員の皆さん

けがや病気…万が一のために医療保険はあります。みんなで保険料を出し合い 普段から備えておくのが国保組合です。そのためにも 法令・規約等は一人ひとりが守りましょう。

相 扶 共 済

- ・毎月の指定日に 指定口座から宮歯会費等と一括して引落としされます
 - ・残高不足でこれが不能となると 宮歯から当月末を納期限とする請求書が発行されます
 - ・これも不履行の方は**滞納処分**の対象者として毎月の理事会で協議をし対応しております
- 従業員から預かった保険料でもあります。必ず**残高の確認を**。

■ 2020. 1

組合加入届等にはマイナンバーが必要です

加入届等の用紙にマイナンバーを記載の上、マイナンバーの入った住民票を添付していただきます。

マイナンバーの記載がない住民票の場合には、「マイナンバーカード」又は「マイナンバー通知カード」の写しを追加添付していただきます。

当国保組合のホームページから新しい用紙をダウンロードしてお使い下さい。

なお、ご連絡を頂ければファックス又は郵送でもお送りいたします。

国においては、2021年3月末を目標にマイナンバーカードを保険証として本格的に利用できるように準備を進めているようです。

本人確認の際の身分証明書となるほか、住民票の写しや印鑑登録証明書がコンビニなどで取得できるなど利便性が大きくなりますので「マイナンバーカード」を早期に取得されることをお勧めいたします。

■ 2020. 2

「加入・喪失などの届出」用紙はホームページから

個人番号（マイナンバー）に関する法令等により、組合員の資格得喪に関する各種届出には個人番号の記載と、その証拠書類の添付が義務付けられています。

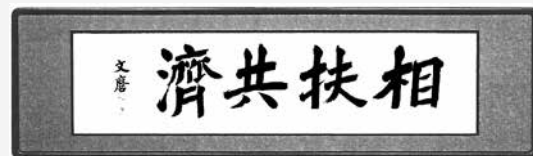
加入・喪失に関する主な用紙にはこの欄を新たに設けましたので、ホームページからダウンロードすることができます。

今後はこの用紙をご利用いただき、個人番号等の

記載された住民票を添付の上、届け出くださるようお願いいたします。

※市町村等の窓口では「個人番号」「続柄」の入った住民票を申請してください。

これが載っていないものを添付する場合には、マイナンバーカード又はマイナンバー通知カードの写しを更に添付してください。



国保中央会所蔵

相扶共済とは

昭和13年4月1日に公布された国民健康保険法には、「相扶共済の精神に則り疾病、負傷、分娩又は死亡に関し保険給付を為すを目的とする」とあります。

この書は、昭和15年、当時の首相 近衛文磨氏が揮毫し、国民健康保険法施行3周年記念に開催された「第1回国民健康保険全国大会」において配布されました。

国民健康保険法制定時に携わった清水玄氏（内務省社会局保険部規画課長・法律制定時は厚生省保険院社会保険局長）は、相扶共済について「国保が他の諸制度以上に全国民の隣人愛の高揚により、発展すべきものであることを表す言葉である」と解説しています。

現在も互いに助け合う、国保の基本精神を表す言葉として使用されています。

（国保制度改善強化全国大会資料から）

国保医療費の推移

月別医療費費用額の状況

(単位：円)

診療年(月)	4月	5月	6月	7月	8月	9月
平成26年度	74,672,000	73,018,000	79,964,000	71,361,000	67,237,000	71,979,000
平成27年度	79,045,000	97,462,000	99,257,000	83,791,000	75,474,000	81,091,000
平成28年度	76,302,000	68,802,000	79,883,000	82,190,000	75,750,000	75,912,000
平成29年度	92,274,000	78,314,000	76,367,000	77,496,000	82,476,000	80,399,000
平成30年度	86,278,000	82,107,000	98,942,000	81,680,000	81,291,000	73,375,000
令和元年度	82,968,000	74,168,000	82,718,000	85,515,000	82,520,000	77,686,000

診療年(月)	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
平成26年度	85,454,000	71,947,000	87,130,000	67,684,000	80,339,000	70,690,000	901,475,000
平成27年度	78,822,000	72,881,000	99,853,000	79,152,000	77,955,000	100,718,000	1,025,501,000
平成28年度	76,434,000	87,068,000	81,717,000	76,773,000	85,120,000	92,196,000	958,147,000
平成29年度	91,377,000	87,160,000	86,919,000	86,277,000	83,505,000	109,492,000	1,032,056,000
平成30年度	82,932,000	82,200,000	91,979,000	90,720,000	78,728,000	77,557,000	1,007,789,000
令和元年度	82,904,000	—	—	—	—	—	568,479,000

医療費費用額は、自己負担と保険給付費を合わせた総額（10割相当額）で、医科、歯科、調剤、食事療養費、訪問看護療養費、療養費を含んだ各月の実績数値（千円未満四捨五入）。

保険給付費と保険料の推移

(単位：円)

診療年(月)	被保険者数 (人)	保険給付費 (A)	各種拠出金 (B)	合計 (A + B)	1人当たり額 ① + ②	保険料 収納額	1人当たり 収納額
平成26年度	6,220	730,618,000	727,066,000	1,457,684,000	234,354	997,905,000	160,435
平成27年度	6,194	838,012,000	805,183,000	1,643,195,000	265,288	999,263,000	161,328
平成28年度	6,009	772,674,000	732,128,000	1,504,802,000	250,425	1,401,710,000	233,268
平成29年度	5,950	840,680,000	821,988,000	1,662,668,000	279,440	1,384,862,000	232,750
平成30年度	5,907	834,736,000	707,407,000	1,542,143,000	261,070	1,382,559,000	234,054
令和元年度	—	786,888,000	841,200,000	1,628,088,000	276,162	1,373,220,000	232,931
4月	5,925	6,017,000	59,681,000	65,698,000	—	66,958,000	—
5月	5,923	7,405,000	59,600,000	67,005,000	—	115,421,000	—
6月	5,920	67,804,000	81,474,000	149,278,000	25,216	114,901,000	19,409
7月	5,906	58,626,000	0	58,626,000	9,927	114,443,000	19,377
8月	5,901	65,590,000	119,200,000	184,790,000	31,315	115,626,000	19,594
9月	5,869	68,407,000	59,600,000	128,007,000	21,811	113,784,000	19,387
10月	5,881	67,443,000	90,224,000	157,667,000	26,810	113,420,000	19,286
平均値	5,895	65,574,000	70,100,000	135,673,600	23,016	114,435,000	19,411

- 1 保険給付費は、保険者が負担した療養諸費、高額療養費、出産育児一時金、傷病手当金、葬祭費等を含んだ各年度末（令和元年度は月末）現在の実績数値（千円未満四捨五入）。
- 2 被保険者数は、各年度末（令和元年度は月末）現在の届け出数であること。
- 3 令和元年度の□内は、平均値を年額に換算したもの。
- 4 各費用額の平均値は、保険給付関係費が6月分から平準化になるため、当該月を起点としたこと。
- 5 拠出金関係費は、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金、高額医療費共同事業拠出金等を含んだ各年度末（令和元年度は月末）現在の実績数値（千円未満四捨五入）。

令和 2 年度月別行事予定表

令和元年 12 月現在

	宮城県歯科医師国保組合		全 協	全 歯 連	北海道・東北 地区協議会 (青 森)	宮 歯
	会務運営 (日)	一般事業				
令和 2 年 4 月	理 事 会 (14)	・ 保険料賦課、通知 ・ 医療費通知				
5 月	理 事 会 (12) 監 査 会 (27)		・ 支部総会、研修会 (5/23・青森市)			
6 月	理 事 会 (16) 監 査 会 (－)	・ 広南病院協議会 ・ 常備薬品等配付	・ 本部通常総会 (6/18・札幌市)			(代議員会)
7 月	理 事 会 (14) 組 合 会 (25) 監 査 会 (21)	・ 国保連親善野球 ・ 医療費通知				
8 月	理 事 会 (11)					
9 月	理 事 会 (15) 監 査 会 (23)				・ 協議会	
10 月	理 事 会 (6) 支 部 長 会 (14)	・ 国保連協議会 ・ 医療費通知	・ 理事長、役員 研修会	・ 第 1 回通常総会 (10/24 広島市)	・ 事務研修会	
11 月	理 事 会 (10) 監 査 会 (25)	・ 国保組合連絡会	・ 国保組合被保 険者全国大会			
12 月	理 事 会 (15)	・ 県指導監督				合同役員協議会
令和 3 年 1 月	理 事 会 (12) 監 査 会 (27)	・ 確定申告資料発行 ・ こくほ組合報発刊 ・ 医療費通知				・ 新年会
2 月	理 事 会 (9) 組 合 会 (27)	・ 健診契約更新確認 ・ 支部助成案内	・ 理事長、役員 研修会			
3 月	理 事 会 (16) 監 査 会 (24)	・ 健診補助通知、 受診券発行	・ 本部通常総会	・ 第 2 回通常総会		(代議員会)
随 時		・ 理事会事前打合せ、レセプト点検 (毎月) ・ 各担当役員打合せ ・ 各種委員会 ・ こくほ組合報、ニュースレター等発行 ・ 健康冊子等配付 ・ 加入資格確認				

編集後記

中東における不穏な情勢と“ゴーン”となった除夜の鐘の報道とともに、令和2年（2020年）子（ね）年の新年を迎えました。令和初の新成人の人口は122万人、前年比3万人の減少という。出生率は1.42と停滞したまま、2025年に向けて後期高齢者が急増…。

少子高齢化が進む中、全ての健康保険組合は被保険者数の減少と医療費の増大を前にして、財政的に健全な組織維持のための模索をしているのが現状です。我が『宮城県歯科医師国民健康保険組合』もちろん例外ではありません。被保険者数は、最大時の6,400人から昨年12月で5,800人台まで減少しており、医療費の支出はここ数年で年間平均10億円ほどの大台で推移しています。また、国庫からの補助金の見直しがなされ、補助率の縮減の流れにあるということは、さらに厳しい状況になることも懸念されるところです。

【^{そうふきようさい}相扶共済】は、言うまでもなく被保険者が、“病気、けが、出産および死亡の場合に保険給付を行う”という社会保険制度の根幹をなす精神です。この制度のお陰で、本人、スタッフ、その家族が給付対象になったときに、その意義と有難みを実感することになります。

この保険給付制度により、実際に高額療養費だけでなく重症・重篤な疾病に罹患して医療費支出をしてもらい、恩恵を受けている被保険者が多数おります。組合員ひとりひとりの保険料の納入（負担）が、いざというときに本人と多くの被保険者を救済しているということをご理解いただきたいと思います。

また、このような現状にある宮歯国保組合の健全な財政運営のためには、被保険者一人ひとりの健康維持増進の意識が不可欠になります。そのためには、積極的な予防的健診受診はもちろんですが、日常生活の見直しが大切です。

令和2年1月11日に開催された宮歯新年会「新春特別講演会」で、『なぜ、かかりつけ歯科医のいる人は長寿なのか？』（首都大学東京名誉教授 星 旦二 先生）について講演がありました。

下記に転載するキャッチコピーを健康づくりの参考にいただければ幸いです。

・・

P P K（ピンピンコロリ）・N N K（ネンネンコロリ）～日本はまだまだN N Kが多い

＜健康長寿のためには＞～美味しく食べて、小太り、高脂血症が長生き～

- ・かかりつけ歯科医師を持ち、口腔ケアをきちんとしている人は長生き
- ・検診を受けて、薬を飲めば健康になれるとは限らない
- ・健康を維持するためには、依存心よりも自立心が大切
- ・豊かな食を維持し
- ・やや太めが好い～「痩せなくちゃ」の呪縛から解放たれよう
- ・総コレステロール値は低めよりも高めの人のほうが長生き
- ・高血圧治療の有無と生存率には差がみられない～高血圧の基準値は年を追うごとに厳しくなっている
- ・毎日の晩酌する（適量）人のほうが健康で長生き～タバコは止めたほうがいい
- ・お出かけ好き～オシャレと買い物が好き
- ・病院（びょういん）よりも美容院（びょういん）に行こう～わが国は、世界の薬の大半を飲み干そうとしている
- ・「きょういくときょうよう」～「今日、行くところがある」「今日、用がある」
- ・健康住宅（冬に温かく夏に涼しく）に住む～壁を自然素材の漆喰、珪藻土で塗り替える
- ・「自分は健康だ」と思っている～「主観的健康観」が高い人はなかなか死なない etc.

それぞれの都合に合わせて実践・・・⇒ **健康長寿**

・・

東京オリンピックイヤーの本年も、組合員の皆様にとって健康で豊かな一年であることを願いながら、『宮城県歯科医師国民健康保険組合』の健全な運営にご理解ご協力をお願い致します。

〔副理事長 村上正博〕



■泉ヶ岳 冬の風景

近年の暖冬もあり、雪不足のせいで山の頂上付近しか白くなってないのが見て取れます。2020年はオリンピックの効果もあり、外国人の来日者数増加が見込まれている中、蔵王等もスキー客取り込みへ力を入れておりますが、この雪不足が響かないか心配です。

